第84号様式 (土地使用図)

縮尺600分の1程度の実測図の様式に準じて下記要領により作成すること。

1　1筆の土地の内、区域を分けて使用者課税をなすべき部分があるときは、その関係区分及び面積を明示すること。

2　1筆の土地の内、区域を分けて非課税規定の適用を受けるべき部分があるときは、その関係区分及び面積を明示すること。

3　税条例第60条によって使用者課税をなすべき土地があるときはその土地の明示をすること。

4　関係人の氏名を明示すること。